

稲沢市・祖父江町・平和町

2004. 8. 1

第5号

合併協議会だより

編集発行：稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局 〒492-8269稲沢市稲府町1番地
TEL0587-32-1111 FAX0587-34-6901 ホームページアドレス <http://www.inazawa-sobue-heiwa.jp>



合併（廃置分合）の申請書を 愛知県知事へ提出しました

去る7月5日(月)午前11時45分から愛知県公館において、稲沢市、祖父江町及び平和町の平成17年4月1日の合併に向けて、服部稲沢市長、友松祖父江町長及び伊藤平和町長が合併申請書（廃置分合申請書）を愛知県知事に、手渡しました。

合併申請（廃置分合申請）の意義
・ 地方自治法第7条の規定により、合併しようとする市町村は、議会の議決を経て愛知県知事に対し、合併（廃置分合）を申請することとされています。
・ この申請を受けて、県知事は、県議会の議決を経て合併を決定します。
・ その後、県知事からの届出を受けた総務大臣が官報に告示することによって、一連の法手続きが完了します。

合併関連議案が可決されました

1 市2町の6月定例議会において、次の合併関係議案が提案され、原案のとおり可決されました。

これにより、合併に向けて、電算システム統合等の準備作業が本格的に進められることとなります。

【可決された各議案の内容】

稲沢市、祖父江町及び平和町の廃置分合について

地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年4月1日から中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する処分を愛知県知事に申請することについて、議会の議決を求めたものです。

稲沢市、祖父江町及び平和町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年4月1日から中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法第7条第4項の規定により、稲沢市、祖父江町及び平和町が協議の上、次のとおり定めることについて、議会の議決を求めたものです。

『祖父江町及び平和町の財産は、すべ

て稲沢市に帰属させる。』

稲沢市、祖父江町及び平和町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について

平成17年4月1日から中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入することに伴い、祖父江町及び平和町の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定により、稲沢市、祖父江町及び平和町が協議の上、次のとおり定めることについて、議会の議決を求めたものです。

『祖父江町及び平和町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の議会の議員として在任する。』

稲沢市、祖父江町及び平和町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等に関する協議について

平成17年4月1日から中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入することに伴い、祖父江町及び平和町の農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例

に関する法律第8条第1項の規定により、稲沢市、祖父江町及び平和町が協議の上、次のとおり定めることについて、議会の議決を求めたものです。

『祖父江町及び平和町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の農業委員会の選挙による委員として在任する。』



稲沢市、祖父江町及び平和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について

平成17年4月1日から中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定による合併前の祖父江町の区域を対象とする地域審議会の設置等について、稲沢市、祖父江町及び平和町が協議の上、次のとおり定めることについて、議会の議決を求めたものです。

『地域審議会の設置に関する事項

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の祖父江町の区域(以下「対象区域」という。)を対象とする地域審議会を置く。

(名称)

第2条 この地域審議会を稲沢市祖父江町地域審議会(以下「審議会」という。)と称する。

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、対象区域に関する次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

(1) 新市建設計画の変更に関する事項

(2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項

(3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第5条 審議会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、対象区域に住所を有する者又は対象区域内の事業所等に勤務する者で次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 公共的団体等を代表する者
 - (2) 学識経験を有する者
- (任期)
- 第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- (会長及び副会長)
- 第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
 - 3 会議は、毎年度、開催するものとする。
 - 4 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
 - 5 会議の議長は、会長をもって充てる。



- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 7 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮って公開しないことができる。
 - 8 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、対象区域を所管する支所において処理する。
- (雑則)
- 第10条 審議会の議事その他会議の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮り、これを定める。
- 付 則
- この協議は、平成17年4月1日から施行する。」

合併協議会は傍聴できます

(定員は50名で、受付順です)

合併協議会の会議は、原則として公開をしています。皆さんも傍聴してみてください。

第12回協議会

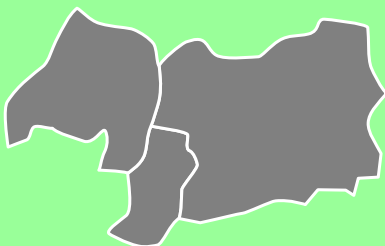
と き 平成16年8月27日(金)

と ころ 平和町役場 大会議室

- 内 容
- ・平成15年度歳入歳出決算認定について
 - ・協定項目に沿った細目の調整状況について
 - ・新市の組織について



1市2町の指標



区 分		稲沢市	祖父江町	平和町	新 市
人口(人)		101,376	23,047	13,211	137,634
世帯(世帯)		35,583	6,767	4,038	46,388
区域	面積(ha)	4,835	2,212	883	7,930
	市街化区域(ha)	661	147	90	898
	市街化調整区域(ha)	4,174	2,065	793	7,032
	東西(約km)	8.6	5.4	2.4	14.4
	南北(約km)	7.1	5.6	4.7	9.4

人口、世帯については平成16年4月1日現在

現在、合併協議会事務局に寄せられている主な 問い合わせについてお知らせいたします

Q 郵便番号や貯金通帳等の住所はどうなるの？

A 郵便番号の変更はありません。郵便貯金通帳や簡易保険証書の住所変更の手続きは必要ありません。

Q 加入電話の契約や電話帳記載の住所はどうなるの？

A 住所変更の手続きは必要ありません。

Q 自動車運転免許証の住所はどうなるの？

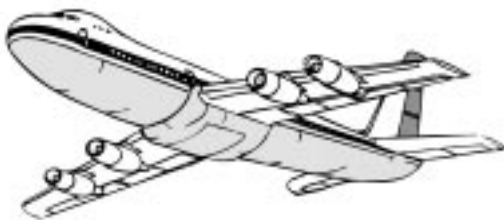
A 免許証の本籍・住所は更新時に変更することも可能です。なお、更新前に住所変更を希望される方は手続きをすることができます。

Q 国民年金の第1号・第3号被保険者や国民年金・厚生年金受給者の住所はどうなるの？

A 住所変更の手続きは必要ありません。社会保険庁で一括変更します。

Q 既発行の旅券(パスポート)の住所はどうなるの？

A 住所変更の手続きは必要ありません。なお、旅券最終ページの「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正できます。ただし、他ページに書き込みをすると旅券が無効になることがありますのでご注意ください。



今後も、合併に伴う手続きの内容などについては、合併協議会だよりや市町の広報で順次お知らせしていきます。

Q 自動車NOx・PM法(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)の車種規制について、現在、対策地域になっていない祖父江町地域は合併によってどうなるの？

A 合併によって、直ちに祖父江町の地域が自動車NOx・PM法の車種規制の対策地域になるものではありません。



合併までの流れ

知事に合併(廃置分合)申請(平成16年7月5日)

知事が合併関係議案を県議会に上程(平成16年9月)

知事が合併を決定(平成16年10月)

知事が総務大臣に届出(平成16年10月)

総務大臣告示(平成16年11月)

新稲沢市誕生(平成17年4月1日)

合併協議会の詳しい内容は、ホームページでご覧になれます。



古紙配合率100%再生紙を使用しています



このカタログは環境にやさしい大豆インキを使用して印刷しています。